

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成24年12月4日まで縦覧に供する。

平成24年10月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成24年10月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人自然塾ぴよんぴよん

松本 洋子

高松市太田下町3025番地12

3 定款に記載された目的

この法人は、未来を生きる子どもたちの為に、広く地域社会の人々と一緒に行う子育て世代の家庭へ向けた支援活動を通じて社会に貢献します。家庭保育中の母親への支援として乳幼児の一時保育、家庭教育力の向上を目指しての親子教室、地域資源を生かした環境教育を通じて環境保全への気づき、食の大切さを学ぶことにより農業への関心をもたらし、身近な自然の中で遊ぶ子どもたちの活動と地域住民の交流、地域の行事や文化の伝承への協力による健全なまちづくり等々、広く公益に寄与するものです。